

(別紙)

1 質問項目及び内容

1 18歳選挙権を踏まえた高校生の学校外での政治活動について

- (1) 昨年10月の文部科学省初等中等教育局長通知によると「必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる」とあるが、県としてどのように対応をするのか示されたい。
- (2) 学校外の政治活動について届け出制や許可制とする方針の県もあるが、本県ではどのように対応するのか示されたい。
- (3) 届け出制や許可制とした場合、日本国憲法が保障する集会・結社・表現の自由、思想・良心の自由を侵害する恐れがあると考えるが見解を明らかにされたい。

2 回答

高等学校等の生徒の政治的活動等に関して、文部科学省は、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)」(平成27年10月29日付け27文科初第933号。以下「通知」という。)の中で、「18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される」としています。

また、通知では、この他、放課後や休日等の留意点等について示されています。さらに、通知に関するQ&A(平成28年2月16日、文部科学省事務連絡)も出されています。

こうした国の通知や見解、公職選挙法等の関係法令を踏まえ、本県における対応等については、法曹関係者、選挙管理委員会、三重県立学校長会等の意見を参考にしつつ、全国的な動向も注視しながら、三重県教育委員と協議し慎重に検討を進めてまいります。